

## ■ 2018 年度 S 日程一般入試法律科目試験 「商法」問題の出題趣旨・解説

### 【出題趣旨】

代表取締役が、業務執行の過程で違法行為を行ったことによって会社が倒産し、債権者に損害を与えたという事例において、第三者である債権者の側から、当該代表取締役およびいわゆる名目的取締役に対し、損害賠償を請求できるかについて論じることを求めた問題である。会社法 429 条 1 項の要件を正確に理解しているか、および名目的取締役の責任をどのように捉えるべきかが主要な論点となっている。

### 【解説】

(1) 会社法 429 条 1 項は、役員等がその職務を行うにつき悪意または重過失によって第三者に損害を生じさせた場合、損害を賠償しなければならないと定める。そこで、甲社の倒産により、貸付金を回収できなくなって損害を被った D は、甲社取締役である A・B の任務懈怠に悪意・重過失があり、D の損害と A らの任務懈怠の間に因果関係があったことを証明できれば、会社法 429 条 1 項に基づいて、A・B の損害賠償責任を追及することができる。

(2) 会社法 429 条 1 項は、株式会社が経済社会において占める地位と取締役の職務の重要性ゆえに、第三者を保護するために定められた特別の法定責任である（最判昭和 44 年 11 月 26 日民集 23 卷 11 号 2150 頁）。したがって、第三者は、取締役の自己に対する加害行為についての悪意・重過失ではなく、取締役の会社に対する任務懈怠についての悪意・重過失を問題にすればよく、その任務懈怠と相当因果関係にある損害であれば、まず会社に損害が生じその結果第三者に生じた損害（間接損害）であるか、会社を通すことなく直接に第三者が被った損害（直接損害）であるかを問わず、取締役の責任を問うことができる。

(3) 取締役に任務懈怠があるとされるのは、具体的法令に違反する場合と、善管注意義務違反がある場合である。A は甲社代表取締役として、故意に産地偽装（不正競争防止法等違反）を行ったのであるから、悪意の任務懈怠が認められる。一方、B は、A から名前だけ貸してほしいと頼まれて取締役に就任したので、いわゆる名目的取締役に過ぎず、取締役としての職務を行っていなかったことから、責任を免れうるのか問題となる。しかし、名目的取締役といえども、適法な手続を経て取締役に就任している

限り、監視義務を含む取締役の義務を負うことは否定し得ないと解するのが、判例である（最判昭和 55 年 3 月 18 日判時 971 号 101 頁）。B は、A が行っていた産地偽装について勘付いていたのであるから、取締役会の招集を求めるなどして、A の違法行為を止めさせ、必要であれば、取締役 C と共同して、A を代表取締役から解職するなどの対応をすべきであったから、悪意または重過失の任務懈怠が認められると考えられる。

（4）甲社は、A・B の悪意・重過失の任務懈怠により倒産するに至った一方で、D は、甲社が倒産した結果貸付金の回収ができなくなったことにより間接損害を被っており、A・B の任務懈怠と D の損害の間には因果関係が認められる。

（5）以上のような検討により、A・B は、連帯して損害賠償責任を負うから（会社法 429 条・430 条）、D の請求は認められることになる。

以上